

# 「北九州市イノベーション人材マッチング支援センター」窓口開設および運営業務 公募型プロポーザル実施説明書

## 1 業務委託名

「北九州市イノベーション人材マッチング支援センター」窓口開設および運営業務

## 2 業務概要

本市は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）において、特別区域として指定されており、同法の趣旨・目的を達成するため「福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区」の区域計画を策定している。

この区域計画に掲載する「北九州市イノベーション人材マッチング支援センター」において、以下の事業を推進するため、センター施設の窓口開設及び運営業務を委託するもの。

- (1) 創業者等と、民間企業及び公務員等の専門的知見・スキルを有する人材のマッチング
- (2) 関連する制度、創業者及び人材交流の機会等についての情報提供
- (3) 北九州市が実施する人材マッチング・スタートアップ支援・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその他関連事業との連携

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 受託候補者の特定

公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するもの

## 5 実施説明

### (1) 業務内容

- (ア) 創業者等と、民間企業及び公務員等の専門的知見・スキルを有する人材のマッチング支援を行う
- (イ) 関連する制度、創業者及び人材交流の機会等について、情報収集・情報提供を行う
- (ウ) 国及び本市が実施する人材マッチング・スタートアップ支援・移住促進・関係人口創出・ダイバーシティその他関連事業と連携する
- (エ) 本市内外へ向けて、広くセンターの周知活動を行う
- (オ) 必要に応じて、相談者に対し、本市が活用するその他の国家戦略特区メニューを案内し、本市担当部局を紹介する

(カ) センター施設(窓口)の設置

受注者は、以下の通り、センター施設(窓口)を設置する。

① 名称

北九州市イノベーション人材マッチング支援センター

② 開設場所

北九州市小倉北区または小倉南区で受注者決定後に発注者との協議により決定する

③ 開設日

受注者決定後に発注者との協議により決定する

④ センターの表示

センター利用者に分かりやすい表示を施設内に準備すること

(キ) 運営体制の確保

受注者は、以下の通り、センターに、施設長、事務責任者及び支援相談員等を配置する。なお、同じ者が、施設長、事務責任者及び相談員等を兼ねることはできない。

① 施設長

本業務の趣旨・目的を理解し、組織運営に長けた者を1名配置する。施設長は、センターが目的達成のために機能するよう、事務責任者に対し助言及び指導を行う。

② 事務責任者

事務責任者を1名配置する。事務責任者は、本業務全体の統括管理を行う。

③ 支援相談員

人材マッチングに係る知見を持ち、相談対応に長けた者を1名以上配置する。

なお、支援相談員は、本市内企業及び労働者等(以下「相談者」という。)からの相談に対応する。

④ その他

受注者が必要と認める場合は、その他の人員を配置して差し支えない。

(ク) 窓口開庁日時について

毎週、日～土曜日のうち1日以上、かつ、週6時間以上、本業務専用の窓口を開庁する。

なお、開庁日時は、事前に発注者と協議の上決定し、ウェブサイトへの掲出その他の方法で、相談者への周知を図ること。

(ケ) 利用料金について

相談者が、センターを利用する際の料金(相談料及びサービス利用料等)は、無料とする。

(コ) 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後、速やかに実施体制、年間スケジュール及び業務内容等を記載した業務計画書を作成し、本市に提出して承認を受けること。

## (サ) 報告事項・成果品の提出

受注者は、以下の内容により、本市へ報告及び成果品を提出すること。

### ① 月次報告

#### (i) 報告事項(毎月1日から月末までの実績)

- ・ センターへの相談件数
- ・ マッチング成立件数
- ・ 求人登録社数
- ・ 求職登録人数

#### (ii) 報告期限

翌月10日まで。ただし、3月分は令和9年3月31日まで。なお、別途発注者が指示した場合は、上記期限に関わらず速やかに提出すること。

#### (iii) 報告方法

本市の指定する方法により提出する

### ② 国家戦略特区の事業評価に係る報告

#### (i) 報告事項

- ・ センターへの相談件数
- ・ マッチング成立件数
- ・ 求人登録社数
- ・ 求職登録人数
- ・ センターの取組内容
- ・ その他、発注者が指示する事項

#### (ii) 報告期限

内閣府からの指示に基づき、発注者が受注者へ指示する。

#### (iii) 報告方法

内閣府が指定する様式(評価書)に報告事項を記入し、電子メールで提出する。

### ③ 成果品の提出

#### (i) 成果品(以下の現年度実績を記載した業務完了報告書)

- ・ センターへの相談件数
- ・ マッチング成立件数
- ・ 求人登録社数
- ・ 求職登録人数
- ・ センターの取組内容
- ・ その他、発注者が指示する事項

(ii) 提出期限

令和9年3月31日

(iii) 提出方法

紙(正本)及び加工可能な電子媒体(Microsoft Word など)で提出する。

(iv) 提出先

北九州市政策局政策部政策課(北九州市小倉北区城内1番1号)

(シ) 業務履行にあたっての留意事項

- ① 受注者は、本業務の実施(処理)上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ② 受注者は、個人情報(北九州市個人情報保護条例(平成16年北九州市条例第51号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本業務の実施(処理)にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- ③ 受注者は、本業務により取得した企業情報及び個人情報等を適切に管理する観点から、関係書類等を保管するために必要なスペースの確保、施錠及び情報の持ち出し禁止等、必要な措置を講じること。
- ④ 受注者が、本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は、本市に帰属するものとし、本市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。また、報告書作成にあたって、他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。
- ⑤ 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、できる限り本市内事業者を活用することとし、本市に書面により事前に申請し、承認を得なければならない。
- ⑥ 発注者が提供する情報・資料等について、発注者の許可なく第三者に流布してはならない。
- ⑦ 受注者の業務履行に必要となる場所については、受注者が確保するものとし、また、当該場所の使用について使用料等が生じる場合は、受注者が負担する。なお、当該使用料は、本市が負担する委託料に含むことができることとする。
- ⑧ 受注者は、本業務の実施にあたり、行政機関等へ手続及び届出を要するものがあれば、発注者と協議の上、速やかに行うこと。なお、当該手続及び届出等に要する費用については、受注者の負担とする。

(ス) 契約期間及び委託料の支払い等

- ① 現年度に契約した受注者が、次年度の契約締結に至らなかった場合、現年度の受注者は、次年度の受注者に対して、本業務(契約期間内に得た情報等を含む。)の引継ぎを速やかにかつ円滑に実施できるよう、必要な措置を講じることとする。

- ② 委託料の請求及び支払いは、現年度末までの業務の履行状況を本市が確認した後に行うこととする。

(セ) その他

上記に定めのない事項については、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とは協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

(2) 事業に係る予算上限額 1,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む額)

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

(ア) 提出期限 令和8年4月9日(木)17時15分必着

※ 受付時間 8時30分から17時15分(12時から13時までの間を除く。)

(イ) 提出場所

北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市庁舎3階

北九州市政策局政策部政策課

(ウ) 提出方法

① 方法 持参

② 提出物

- ・ (様式3) 企画提案書鑑
- ・ (様式4) 会社概要
- ・ (様式5) 共通様式
- ・ 上記以外に提案に必要な資料(A4判縦型、様式は任意)

③ 提出部数

- ・ 正本1部 所在地、商号及び名称、代表者名を記載すること
- ・ 副本6部 提案者名が分からないようにすること  
(所在地、商号及び名称、代表者名を記載しないこと)

(4) 説明会開催の有無

本公募型プロポーザルの説明会は開催しない

(5) 評価項目、評価基準及び配点等評価方法に関する事項

(ア) 評価項目・基準・配点

	項目	基準	配点
①	企画内容	「2 業務概要」及び「5-(1) 業務内容」(以下、「業務概要等」という。)を的確に把握した提案となっているか。	20点
②	他の支援機関との連携	国や市等他の人材マッチング支援施設と連携を取り、効果的な運営ができる提案となっているか。	20点
③	開設場所の選定	業務概要等を踏まえ、センター利用者の利益につながる提案となっているか。	10点
④	独自性	業務概要等の達成に向けた独自性がある提案となっているか。	20点
⑤	運営体制	「5-(1)-(キ)運営体制の確保」に規定する運営体制が確保でき、本業務を実施できるか。	10点
⑥	職業紹介実績	これまでの関連事業の実績・信頼性は十分か。	10点
⑦	費用	提案に対しての見積もり内容は妥当か。	10点

(イ) 評価基準

評価基準	評価点 (20点項目)	評価点 (10点項目)
要件を十分に満たしており、期待を大きく上回る提案である。	20	10
要件を十分に満たしており、期待を上回る提案である。	15	7.5
要件を満たしており、期待するレベルの提案である。	10	5
要件をほぼ満たしているが、期待を下回る提案である。	5	2.5
要件を満たしていない。	0	0

## (6) 質問の受付

質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。また、送信した旨を電話連絡すること。なお、質問の受付期間は、令和8年3月25日から令和8年4月8日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで(12時から13時までの間を除く。)

【送信先】 [seisaku-seisaku@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:seisaku-seisaku@city.kitakyushu.lg.jp)

【電話番号】 093-582-2302

## (7) 実施スケジュール

(ア) 公 募 開 始 : 令和8年3月25日(水)

(イ) 参加申込書提出期限 : 令和8年4月9日(木)

(ウ) 提案書提出期限 : 令和8年4月9日(木)

(エ) 結 果 公 表 : 令和8年4月15日(水)

## (8) 審査結果の通知及び公表に関する事項

令和8年4月15日(水)午後5時までに上記(1)または(2)の方法により受注候補者を選定し、その採否について提案者に連絡する。

## (9) 提案書等に関する費用負担

提案書の作成及び応募に係る経費は応募者負担とし、返却は行わない。

## 6 参加資格

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であり、次に定める要件をすべて満たす者とする。

(1) 企画提案した事業の実施が可能であること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(3) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること

(4) 有資格業者名簿において「B」又は「C」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地が北九州市内であること

(5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと

(6) 有料職業紹介事業の許可を有していること

## 7 参加資格の喪失

提案者が受注候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本公募型プロポーザルに係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。

(1) 「6 参加資格」に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合

(2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき

(3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

## 8 参加申出書の提出期間、場所及び方法

### (1) 提出期間

令和8年3月25日から令和8年4月9日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

### (2) 提出場所

北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市庁舎3階

北九州市政策局政策部政策課

### (3) 提出方法

応募者は、「参加申出書」(様式2)に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

## 9 審査方法

### (1) 審査方法

選定委員毎100点満点による審査・評価の合計が最も高い企画提案をした事業者を受注候補者に選定する。ただし、当該企画提案書に対する各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、「受注候補者なし」とする場合がある。また、評価点の合計が最も高い企画提案が複数ある場合は、委員の協議により受注候補者を選定する。

### (2) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱い

期限までに企画提案がなかった場合には公募を中止し、業務内容を再検討する。企画提案をした者が1者であった場合には、上記(1)の方法に従い審査を行う。

## 10 事業所管課

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 政策局政策部政策課

電話番号 093-582-2302 FAX 番号 093-582-2176

## 11 その他事項

本契約については、本件に係る予算の成立を条件にするとともに、令和8年4月1日以降に契約を締結することによって確定するものとする。

本件に係る予算が成立しない場合は、本契約に係る公告及び公募型プロポーザル実施説明書等に基づいてなされた行為は無効とし、契約を締結いたしません。